

「通院等のための乗車及び降車の介助が中心である場合」の
介護報酬の算定上の取り扱いについて

上記のことについて、原則厚生労働省老健局振興課長名通知 {「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について} によることとし、下記により運用することとする。

- 1 「通院等のための乗降車介助」を算定する事業者は、算定に係る届出を行った事業者であること。
- 2 本市において、「通院等のための乗降車介助」における院内介助における身体介護の算定は、一律に算定不可とするものではなく、利用者の心身の状況、病院の対応等個々の状況により判断することとする。そのために、介護支援専門員による事前相談及び協議書の提出を求めることとする。
- 3 居宅サービス計画に「通院等のための乗降車介助」を算定する場合は、適切なアセスメントを行うことを前提とする。
- 4 院内において身体介護を算定できる場合、とは、次の条件に該当する場合とする。
他に適するサービスがないこと。(例：ボランティア等による院内介助等)
病院スタッフによる対応が困難なこと。
ケアプランに、利用者の心身の状況により、必要な理由等が明記されていること。
保険者に対し、事前に相談するとともに協議書により了承を得ること。
しかし、この場合でも院内の待ち時間(要介護者の診察・検査等)については除かれるものであること。
- 6 通院等のための乗降車介助は、要介護認定者のみとすること。
- 7 運用については、平成19年10月からとする。
- 8 取扱い方針の決定にあたっては、各関係機関に開示し周知徹底を図るものとする。

別 紙

常 総 市 長 殿

訪問介護サービスの「身体介護が中心である場合」に関する協議書

下記の者に対し、身体介護が必要なため、協議します。

被保険者番号		氏 名	
住 所	常総市		
要介護度等	申請中・要介護 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5		
通院等のための乗降車介助を算定する事業所の体制等に係る届出			有 ・ 無
利用する交通機関	許可車両（ 4 条・ 4 3 条・ 7 8 条・ 7 9 条 ） 公共交通機関・私用車・その他（ ）		
添付書類	1	主治医意見書等医師の意見が確認できるもの	
	2	介護支援計画書の写し	
	3	必要とする状態が確認できるもの	
	4	その他確認に必要な書類	
必要とする理由	（利用者の状況や環境等必要となる理由をお書きください。） 用紙が足りない場合は、別紙に記載してください。		
医療機関名		医師名	
申 請 日	平成 年 月 日		
申 請 者	居宅介護支援事業所		
	介護支援専門員		

市記入欄	課長	補佐	係長	係	確認日	月 日
						可・否
					事由・ 条件等	